

安城市農業委員会議事録（定例会）	
日 時	令和 7 年 7 月 2 2 日（火） 開会 午後 3 時 0 0 分 閉会 午後 3 時 3 0 分
会 場	安城市役所本庁舎 3 階 第 1 0 会議室
委員会を構成 する委員数	法第 8 条による委員数 1 4 名 法第 1 8 条による委員数 2 8 名
出席委員数	法第 8 条による委員数 1 3 名 法第 1 8 条による委員数 2 7 名
欠席委員	神谷 孝雄委員、加藤 日登志推進委員
議長	会長 林 茂樹
事務局	仲道事務局長、近藤事務局課長、池田主幹、石原係長、新山主事補、青山
議事録署名者	2 杉浦 和彦 委員 8 杉本 哲哉 委員

会議の記録

午後 3 時 0 0 分、林茂樹会長は議長となり開会を宣する。

続いて議長は、議事録署名者として次の 2 名を指名

議事録署名者は 8 番 杉本 哲哉委員 2 番 杉浦 和彦委員

また、欠席者は 4 番 神谷 孝雄委員 6 番 加藤 日登志推進委員

続いて議長は議事に従い、下記のとおり議案を上程

□ 日程第 1 第 3 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について

上記の議題について石原係長から次のとおり説明があった。

日程第 1 第 3 1 号議案、農地法第 3 条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号 1 9 番から 2 1 番の 3 件です。

耕作従事要件や周辺地域との調和要件など、書類審査や現地調査などで確認しており、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第 2 第 3 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請について及び日程第 3 第 3 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について

上記の議題について新山主事補から次のとおり説明があった。

それでは、日程第 2 第 3 2 号議案、農地法第 4 条の規定による申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は受付番号 6 番、7 番の 2 件で、転用用途は農業用納屋敷地が 1 件住宅倉庫敷地が 1 件です。

続きまして、日程第 3 第 3 3 号議案、農地法第 5 条の規定による申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号 5 0 から 5 7 番までの 8 件です。転用施設別に見ます

と、一般個人住宅が3件、駐車場が3件、通路が1件、資材置場が1件です。

お配りしています『1,000㎡以上の案件位置図』と書かれた資料をご覧ください。

今回、個別説明をする大規模案件はございませんが、申請面積1,000㎡以上の案件について、裏面に受付番号54番、駐車場の位置図を載せていますので場所をご確認ください。

個別に気になる案件がございましたら後ほどお問い合わせください。

なお、いずれの転用計画につきましても、土砂の流出や汚水・雨水の排水処理などについて、周囲農地等への悪影響を未然に防止する計画となっており、建築許可申請等の他法令上の手続がされていることを確認しております。

今回の申請に関する現地調査につきましては、7月14日(月)に杉本哲哉委員と神谷孝雄委員に行なっていただき、現地にて申請書類と農地区分やその許可の基準等について確認していただいております。以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第4 第34号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

上記の議題について青山から次のとおり説明があった。

日程第4第34号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてご説明申し上げます

今回の申請は、受付番号11番及び12番の2件です。内容審査を行った結果、納税猶予を受けるに適格であると認められます。

本日ご承認いただきましたら、相続税の納税猶予に関する適格者証明書を発行する予定です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第5 報告第7号 専決処分について

上記の議題について青山から次のとおり説明があった。

日程第5報告第7号、専決処分についてご報告いたします。

始めに、農地法第4条の届出についてご説明申し上げます。今回の届出は、受付番号8番から10番の3件です。転用行為別にみますと、敷地の拡張が1件、駐車場の設置が2件です。

続きまして、農地法第5条の届出についてご説明申し上げます。

今回の届出は、受付番号28番から32番の5件です。

転用行為別にみますと、通路用地が1件、住宅の建築が2件、分譲用宅地用地が2件です。

続きまして、農地法第18条の合意解約についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号133から140の8件です。解約事由別にみますと、自作するためが1件、売却するためが1件、転用するためが6件です。

農地法第43条第1項の規定による届出についての議案を説明する前に、参考資料としては、農業用ハウスの底面を全面コンクリート張りにした場合に取り扱いが見直されましたという資料がありますので確認してください。農地法第43条第1項で規定されている「農作物栽培高度化施設」について説明いたします。「農作物栽培高度化施設」とは、農作物の栽培の用に供する施設であって、栽培の効率化または高度化を図るためのもののうち、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないものであれば、農地転用の許可を得ることなく、農業委員会への届出をもって利用できるというものです。

「農作物栽培高度化施設」の基準として、（1）農作物の栽培の用に供する施設であること。（2）施設の棟高は8m、軒高6m以内とし、階数は1階であること。（3）施設設置に必要な行政庁の許認可等を受けている、または受ける見込みがあることなどがあります。

それでは、農地法第43条第1項の規定による届出について、ご説明申し上げます。施設は、椎茸栽培の施設で農作物栽培高度化施設の基準を満たしております。

以上です。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、協議依頼事項について石原係長から次のとおり説明があった。

1 農地パトロール（利用状況調査）について

定例会資料の 1 ページをご覧ください。

令和 7 年度の農地パトロールについてご説明いたします。

農地パトロールは毎年の定例業務になりますが、順を追って簡単に説明をさせていただきます。

では始めに、(1) の農地パトロールを行う目的ですが、これは、優良農地の確保とその有効利用の促進を図っていく、ということが主たる目的となります。

また、農地法において、農業委員会は農地の利用状況調査を行うことが義務付けられております。このため、農地パトロールを利用状況調査と位置付け、不耕作地の実態把握と発生防止、解消対策、農地の違反転用の早期発見、防止対策等について重点的に取り組みを行っています。

続いて、(2) の実施の対象ですが、こちらは昨年度と変更ございません。

まず①の不耕作地については、市内すべての農地を対象に資料の A または I の状態の農地の所有者に対し、指導を行っていく予定です。

次に、②の違反転用につきましては、基本的には農業振興地域内の農用地区域、いわゆる色地を主な対象として調査を実施します。具体的には無許可で建築物・駐車場や資材置場等に供されている農地の所有者に対し、指導を行っていく予定です。

続いて(3)の実施方法ですが、昨年と同様タブレットを用いて実施することとさせていただきます。

タブレットの操作に関しては定例会後の研修会にて説明をさせていただく予定ですのでもよろしくお願いいたします。

昨年度は確保できたタブレットの数に限りがありましたので、推進委員の皆様の実施していただきましたが、今年度は農業委員の皆様分のタブレットが確保できましたので、農業委員・農地利用最適化推進委員の両委員の皆様をお願いいたします。

なお、一昨年までは、推進委委員の皆様を担当区域を調査していただき、その結果「不耕作地」や「違反転用農地」と判断された農地について、農業委員の皆様を確認をしていただく流れで実施しておりました。

今年度は資料に記載しておりますとおり、①推進委員の皆様には、従来どおり、机上に配布させていただきました「農地パトロール担当区域一覧」の担当区域内のすべての農地について実施していただきたいと思います。②農業委員の皆様には、推進委員の皆様による調査と並行して、担当区域内の農地について調査をしていただきたいと思いますと思いますが、担当する区域が広がりますので、必ずしもすべての農地を調査していただく必要はなく、委員の皆様のご判断で任意の農地について調査を実施していただきたいと思いますと考えております。

続いて(4)のスケジュールについて簡単にご説明申し上げます。

まず今日以降から8月22日までに、市内全域の農地の状況を調査していただきます。その後、委員の皆様からいただいた報告を基に、事務局にて確認を行ったのち、9月の農業委員会にて皆様に報告させていただきます。その後、指導対象の土地所有者には10月上旬に指導文書を送付させていただく予定をしております。その後は1か月ほど是正期間を置きまして、11月上旬から再度委員の皆様には指導した農地を対象にタブレットを用いて現地確認を実施いただくとともに、未だ改善されていない農地所有者に対して、可能な限りで是正指導をしていただきたいと思います。その結果を12月の農業委員会にて、皆様に最終報告をさせていただき、未改善の指導対象農地につきましては、再度指導文書を送付する形になります。

ここまでの農地パトロールの一連の流れとなります。

なお、タブレットを使用していますと、まれに、地図の情報と地番の情報がうまく紐づけできておらず、土地所有者の情報が見られないことがあります。そのような場合は、お手数ですが事務局までご連絡ください。

また、本日お配りしますタブレットについては、パトロールの期間後も皆様のご自宅で保管していただき、日々の委員としての活動においてご活用いただければと思います。

また、このページの下段には「不耕作地」や「遊休農地」という言葉について、わかりやすいように図でまとめておりますので参考にいただければと思います。

最後に3ページ以降にある送付文書について、ご説明させていただきます。

全体的には御覧いただければと思いますが、昨年度と変更した部分のみお伝えいたします。まず、不耕作地指導文書について、昨年度は問い合わせ先を推進委員さんと事務局にしていたましたが、従来どおり農業委員さんも記載させていただいております。

4ページの利用の意向の確認書は変更ありませんので、説明は省略します。

5ページの違反転用農地の指導文書についても、昨年度と変更はございません。

違反転用農地の場合の問い合わせ先ですが、違反転用農地は、法的な是正ができるか否かの問い合わせがほとんどだと想定されることと、委員の皆様の負担も考慮し、事務局のみを問い合わせ先として記載させていただきます。

以上のとおり今年度の農地パトロールを行ってまいりたいと考えております。

例年大変暑いさなかでの現地調査となり大変恐れ入りますが、今年度も農地パトロールの実施についてご協力をいただきますようお願い申し上げ、この件についての説明は以上とさせていただきます。

議長が質疑を諮ったところ、次のとおり質問があった。

○ 稲垣英男推進委員

担当推進の電話番号というのがありますが、携帯にさせていただきますか。

○ 石原係長

携帯番号を記載させていただく予定でございます。

○ 杉浦泰昭委員

(5)の農地利用状況長期管理報告様式の提出ですが、この紙は今日もありましたか。

○石原係長

説明が漏れておりましたが、報告用紙1枚机上に配布させていただいておりますので調査が終わったら事務局にご提出をお願いいたします。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

2 農業委員及び農地利用最適化推進委員の公務災害補償制度の継続加入について

では、定例会資料の6ページから始まる資料2でございますが、最初に7ページをご覧ください。

まず、この制度の概要についてご説明いたします。

冒頭部分、「加入方法について」という所の下、「1. 制度のあらまし」ですが、この保険制度は全国農業会議所を保険契約者とし、主に農業委員と推進委員を被保険者とする団体契約でございます。被保険者が公務従事中に急激かつ偶然な外来の事故によって、死亡または入院、通院した場合等に保険金が支払われる制度です。当然のことながら、皆様は非常勤特別職の地方公務員ですので、公務従事中の事故や怪我については公務災害が適用されますが、この保険は、プラスアルファとしてよりきめ細やかな補償を受けるためのものとお考えいただきたいと思います。

次に、「3. 保険期間」でございますが、毎年10月1日から1年間で、委員等の個人の活動日のみが補償の対象となります。

そして、「4. 補償内容と保険料」につきましては、A型からD型までの4タ

イブがあり、A型では年間で1口1,000円からとなっております。

ここで、6ページにお戻りください。

昨年は、補償内容と保険料を考慮して、A型を2口加入いたしました。今年度の補償内容は、昨年度と比べると、死亡や後遺障害の額が減っておりますが、この中では使用される可能性が比較的高いと思われる入院や通院については変更がありません。また、先ほど申し上げましたとおり、公的な公務災害制度は適用にプラスする保険であることを考えると、加入口数は変更せず昨年同様の契約内容としたいと考えております。

なお、保険料につきましては、皆様の親睦会の積立金の中から支払いをさせていただきますので、別にご負担を求めることはいたしません。

もちろん公務災害というのはいないに越したことはありませんが、万が一の場合に備えるのが保険でございますので、全員の加入についてご理解をよろしくお願いいたします。

この件についての説明は、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、連絡報告事項について石原係長から次のとおり説明があった。

1 粘土採掘場の現地調査に係る是正指導結果について

6月4日、6日及び10日に施工中の粘土採掘現場を調査し、6月の定例会にて現地調査の結果を報告しました件でございますが、その後、指導対象となった2事業者に対して計6点の是正指導を行いました。是正期限である7月18日までに、全事業者からは是正の報告を受けておりますので、ご報告させていただきます。

2 農業委員会親睦会会計報告について

11ページ、資料3をご覧ください。

農業委員会親睦会の令和6年7月20日から令和7年7月19日までの1年間の会計を報告いたします。

まず、収入の部につきましては、前期からの繰越金は、127万5,745円です。

次に、「報酬からの積立」は252万円で行いました。内訳といたしましては、表の摘要欄のとおり1人当たり5千円の12か月分となっております。

次に、「懇親会等会費」は、令和7年4月に行いました懇親会の職員の負担分で7万5千円でございます。

次に、「懇親会ご芳志」は、懇親会時に事務局職員異動者からのご芳志としていただいた分の、1万8千円でございます。

その他、利息が1,004円ありましたので、収入の合計としては388万9,749円でした。

対する、支出の部につきましては、「懇親会費」が45万1,495円、「慶弔見舞金等」が3万130円、「公務災害共済掛金」が8万4千円、「農業委員会視察昼食代」が11万5,770円で、支出の合計は68万1,395円でございます。

結果、差引額は320万8,354円で、委員1人あたりの残額は7万6,389円でございます。次期会計に繰越しをさせていただきます。

なお、親睦会の規約では、監事は会長職務代理者の職にある者が務めることと定められております。太田良子会長職務代理者に7月19日付けで会計についての監査をしていただき、適正であるとのことをご意見をいただいておりますことを併せてご報告申し上げます。

3 農地パトロールの町内会への周知について

12ページ、資料4をご覧ください。

先ほどご説明いたしましたとおり、不耕作地及び違反転用農地の解消のため、農地パトロールを実施しますので、近々農業委員会が現地立ち入りを行うことについて、市民の皆様にご周知するとともに事前の理解を得るために、各町内会長あてには7月上旬に、資料4の文書を回覧していただくよう依頼をしております。併せまして、広報あんじょうの7月1日号でも、同様の趣旨で記事を掲載したことをご報告いたします。

4 農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会について

資料はありませんので、次第の記載事項のみでご説明いたします。この研修会は、愛知県農業会議の主催で、県内を3地区に分けて毎年9月ごろに開催されているものです。今年度は、9月9日（火）の午後1時30分から知立市のパティオ池鯉鮒にて開催するとの通知がありましたので、ご予定をいただきますようお願いいたします。

市のマイクロバスで送迎をさせていただく準備を進めておりますが、来月の農業委員会にて、改めてこの件についての詳細をお知らせするとともに、全員の方に対しまして、市のバスに乗られるか、自家用車を利用されるか交通手段などの確認をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

5 配付物

のうねん7月号を配付いたしましたので、ご活用ください。

6 次回予定

8月22日(金)の午後1時30分から第4会議室で運営委員会を、午後2時30分から第10会議室で定例会を開催します。

なお、8月の運営委員会からは、本日の総会にて承認をいただきました推進委員の5名の方にご出席をいただくこととなりますので、よろしくお願いします。
連絡・報告事項については、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

午後3時30分、議長は閉会を宣する。